

地域バイオマス発見活用促進事業（新規）

【 337(0)百万円】

対策のポイント

各地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、地域バイオマスの利用に向けて地域住民への普及・啓発を行います。これにより、国産バイオ燃料の生産拡大などバイオマスの利用の加速化を図ります。

（バイオマスとは）

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。焼却などにより大気中の二酸化炭素を増加させない、カーボンニュートラルな資源です。

廃棄物系バイオマス・・・家畜排せつ物、食品廃棄物、製材工場残材、建設発生残材、下水汚泥等

未利用バイオマス・・・稲わら、麦わら、もみ殻、林地残材等

資源作物・・・・・・・・・・エネルギー源や製品の原料とすることを目的として栽培される作物

政策目標

国産バイオ燃料を5年後に単年度5万KL以上導入

将来的には原料となる資源作物等の導入

さらに、原料として稲わらや木質バイオマスなどを活用することにより、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大

< 内容 >

1. 地域に眠るあらゆるバイオマスの発見、利用の促進

地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、地域によるバイオマスの利活用促進のための普及・啓発活動を支援します。

具体的には、以下の取組に対して助成を行います。

地域のあらゆるバイオマスの実地調査 【定額】

地域バイオマス利活用のための普及・啓発 【定額】

【 265(0)百万円】

2. 地域バイオマスの利用の加速化

地域バイオマスの利用を加速化するため、未利用のバイオマスの利用可能性調査、地域の取組の核となる人材の育成等を支援します

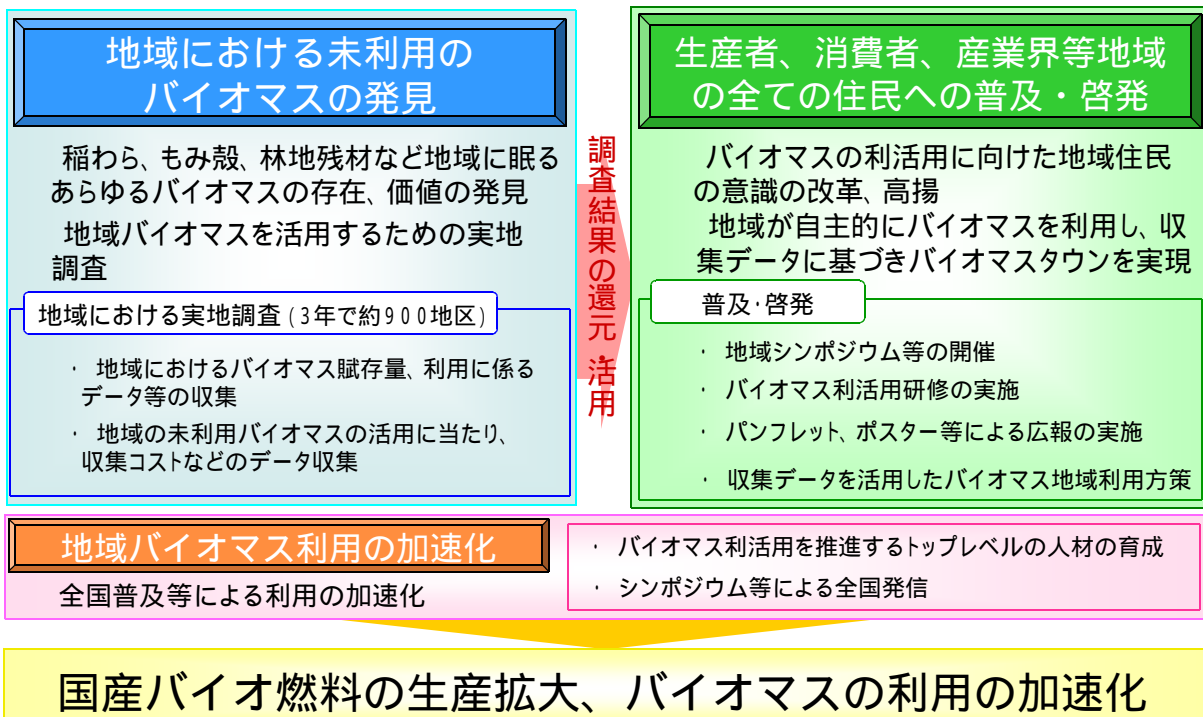
具体的には、以下の取組に対して助成を行います。

未利用バイオマスの利用可能性調査 【定額】

全国におけるバイオマスの利活用のための普及・啓発 【定額】

バイオマス利活用コーディネーター養成 【定額】

【 72(0)百万円】



[担当課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]